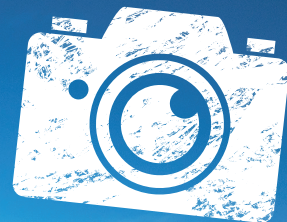


カメラマンが同行する 川崎工場夜景撮影会バスツアー

「工場夜景の日」記念ツアー



日にち

2019年 2月22日(金)

料金
(税込)

大人(中学生以上)

6,200円

集合
場所

川崎日航ホテル (JR川崎駅東口より徒歩3分)

定員

20名

SCHEDULE

16:45 川崎日航ホテル前集合／17:00 出発
↓

17:40～18:10 川崎工場夜景スポット1

18:25～18:50 川崎工場夜景スポット2

19:00～19:30 川崎工場夜景スポット3

19:35～20:00 川崎工場夜景スポット4
↓

20:30 川崎駅到着

通常は入れない場所にも特別にご案内します!

PHOTOGRAPHER



カメラマン
青木秀道氏

ロングセラーの川崎
工場夜景カレンダー
「THE FACTORY STYLE」
の企画・撮影・制作を
手がける。

※添乗員は同行しません。係員が同行します。 ※マイクロバスでの運行となります。
※撮影ツアーとなりますが、各スポットの滞在時間は限られます。
※当日の天候や交通事情等によっては、コースや時間を変更する場合があります。
※雨天の場合も運行いたします。 ※最少催行人数 18名様 ※定員になり次第、受付は終了となります。

申し込み・
お問い合わせ

旅プラスワン(旅行企画・実施:株式会社ホワイト・ベアーファミリー) 03-6866-9608

http://www.tabione.com/factory_phototour/

(営業時間 月曜～土曜 10:00～18:00 日曜・祝日休み)

特別協力:川崎産業観光振興協議会 協力:(一社)川崎市観光協会、川崎市

旅行業登録番号 観光庁長官登録旅行業第1383号

銀座営業所 〒104-0061 東京都中央区銀座1-22-9 SKビル4階

電話03-6866-9608 FAX 03-6866-9602 [旅行業務取扱管理者] 志田 恭一



募集型企画旅行「旅行条件書」

第1項 募集型企画旅行契約
この旅行は、株式会社ホワイト・ペーパーファミリー(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

株式会社ホワイト・ペーパーファミリー(観光庁長官登録旅行業第1383号)銀座営業所
東京都中央区銀座1-22-9 SKビル4階

第2項 旅行のお申込み及び契約の成立時期
1. 当社は当社受託営業所(以下「当社支店」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、下記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

2. 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はなお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。

3. 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したとき成立するといたします。

日帰り旅行他
旅行代金 お申込金
10,000円未満 3,000円
30,000円未満 6,000円
30,000円以上 9,000円

第3項 お申込み条件
1. 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2. 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

3. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特約の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にこれら状態に変わった場合も直ちに申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

4. 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてご同意し、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。

5. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断しし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

6. お客さまが旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要と措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様さご負担になります。

7. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

8. その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

9. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判断したときは、お申込みをお断りする場合があります。

第4項 旅行代金のお支払い
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いただきます。

第5項 旅行代金について
1. 参加されるお客さまのうち、特に注視の場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の者をおとな代金、満6才以上12才未満の方はこども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金も適用します。

2. 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日やご利用人数等でご確認ください。

3. 「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第11項の「取消料」、第11項の「違約料」、及び第18項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額、プラス「追加代金」として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額」となります。

第6項 旅行代金に含まれるもの
1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り普通席となります)

2. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料

3. 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料

4. 旅行日程に明示した観光の料金(ガイド料・入場料・拝観料)

5. 団体行動中の心付

6. 派員乗同行コースにおける派員乗経費

7. その他「パンフレット」等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第7項 旅行代金に含まれないもの
前項のほかは旅行代金に含まれません。

第8項 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない旅行サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめ説明や当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を確認して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

第9項 旅行代金の変更
当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂された旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたると日より前にお客様に通知します。

第10項 お客様の同意
お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、文書に要する手数料をいただく場合があります。また、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の安全に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

第11項 取消料
1. 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合は、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金もいただきます。

取消・変更日 取消・変更料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 日帰り旅行他
1)10日目に当たる日以降の解除(2～6を除く) 旅行代金の20%
2)7日目に当たる日以降の解除(3～6を除く) 旅行代金の30%
3)旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
4)旅行開始当日の解除 旅行代金の50%
5)無連絡不参加 旅行代金の100%
6)旅行開始後の解除 旅行代金の100%

2. 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客さまが旅行契約を解除したものととし、取消料と同額の違約料いただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

第12項 お客さまによる旅行契約の解除
1. 旅行開始前
(1) お客さまは、前項で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします。

(2) お客さまは、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

① 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項1で掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。

② 第9項に基づき、旅行代金が増額決定されたとき。

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

d. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(3) 当社は、本項1・(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項1・(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻いたします。

2. 旅行開始後
(1) お客さまのご都合により途中で離断された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(2) お客さまの責任に帰せられない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは、取消料を支払うことなく既に支払った旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

(3) 本項2・(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することとがでなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客さまに払戻します。

第13項 当社による旅行契約の解除
1. 旅行開始前
(1) お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、第11項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

a. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判断したとき。

e. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超え責任を負う求めたとき。

f. お客さまの人数がパンフレット等に記載した最大利用人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると日より前(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

(3) 当社は本項1～(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項1～(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

2. 旅行開始後
(1) 当社は次に掲げる場合においてはお客さまにあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための派員乗行その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 当社は次に掲げる場合においては直ちに旅行契約を解除することができます。

a. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力であると判断したとき。

(3) 本項2・(1)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客さまの負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客さまがこれらを提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

(4) 本項2・(1)のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客さまのお求めに応じておさるごとの負担で出発地に滞在するための必要な措置をいたします。

(5) 当社は本項2・(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客さまとの間の契約関係は、将来に向けたもののみ消滅します。すなわちお客さまが既に提供を受けた旅行サービスに備える当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、ます。

第14項 派員乗
1. 派員乗の同行の有無は「パンフレット」等に明示いたします。

2. 派員乗の旅行サービス内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。ようして旅行中には派員乗の指示に従って頂きます。

3. 派員乗の業務は原則として2時から20時までといたします。

4. 個人用又はプラン外業務等とは行いません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン・類をお支払いしますので、旅行サービスの提供を受けられる手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

5. 本項4の場合、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの提供及び必要な手続きは、お客さまご自身で行っていただきます。

第15項 当社の責任及び免責事項
1. 当社は、旅行契約の履行にあたって、お客さま又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内の当社に対して通知があった場合に限りです。

2. 手荷物について生じた前(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。

3. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は1の責任を負いません。

(1) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(2) 運送・宿泊機関等の事由もしくは火災又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(3) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

(4) 自由行動中の事故

(5) 食中毒

(6) 盗難

(7) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

第16項 特別補償
1. 当社は本項1に基づき当社の責任が生じるかを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の附則特別補償規程により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

2. お客さまが募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等ほか、募集型企画旅行に参加しなかった場合で、自由行動中のスライディング、超軽運動力機操乗、ハングライダー・搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金及び見舞金を支払いません。

3. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード・クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象物品については、損害補償金を支払いません。

4. 当社は本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとし、ます。

第17項 お客さまの責任
1. お客さまの故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を守らないことにより当社に損害を受けられる場合は、当社はお客さまから損害の賠償を申し受けます。

2. お客さまは、募集型企画旅行契約を締結する際には、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容の当社について理解するよう努めなければなりません。

3. お客さまは、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万一パンフレット等に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたときと認識したときは、旅行代金において速やかにその旨を派員乗、料費員、当該旅行サービス提供機関又はお申込みに申し出なければなりません。

4. 当社は、旅行中のお客さまが、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、ご自身が当社の責任に帰すべき事由によるものときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第18項 賠償保証
1. 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項3で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。但し、当該変更について当社に第15項1の規定に基づき報告が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損

損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(但し、サービス提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したときによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

b. 戦乱

c. 暴動

d. 官公署の命令

e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

g. 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のための必要な措置

2. 第12項及び第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(3) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。

2. 本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項3に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金を集めて1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

3. 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替えて、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	変更補償金の額＝1件につき 下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始前	旅行開始後
一契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。) その他旅行の目的地的変更	1.0	2.0
三契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
四契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便 又は経由便への変更	1.0	2.0
七契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注一「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 本項に基づきお支払いされた場合は、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えてください。この確定書面にない(契約書面に記載する確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実態に提供された確定書面に記載内容との間)に内容の変更が生じたときは、それとされた内容に基づいて取り扱います。

注三 本項2又は第9項4に掲げる変更は運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一括につき一件として取り扱います。

注四 第15項4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を行う場合には適用しません。

注五 本項5又は第7条7には第8項1に掲げる変更が一乗船客等又は一泊中複数生じた場合であっても、一乗船客等又は一泊につき一件として取り扱います。

第19項 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件
当社はは、当社が提携するクレジット会社のカード会員(以下「会員」といいます)から、会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、旅行のお申込みを受け付ける場合があります。但し、当社が提携会社と無署名取扱いの加盟店特約を締結していない場合や、業務上の理由等で、当該取扱いができないこともあります。又、受託旅行業者によってはお取扱いきない場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点と異なります。

1. お申込み時に限し、「カード名」「会員番号(クレジットカード番号)」、「カードの有効期限」等、当社にお申出しいたします。

2. 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、当社がお申込を承諾した時に、その他の通信手段によるお申込みの場合、当社が承諾する旨の通知がお客様に到着した時に成立するものとします。

3. 通信契約を希望する「カード利用日」では会員及び当社が旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行するまで日と、前者の場合は「契約成立日」、後者の場合は「契約解除日」のお申出があった日となります。

4. 何等の理由によらずに会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができません。当社は通信契約を解除し、第11項の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社が別記指定する期日までに現金による旅行代金のお支払をいただいた場合にはこれの限りではありません。

なお、電話によるクレジットカードでのお支払いは、下記の時間のみお取扱いたします。

10:00～18:00(日曜祝日を除く)

第20項 個人情報取扱
1. 当社は、旅行申込みの店舗にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関・土産品店等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただきますことといたします。

2. お客さま及び当社の旅行サービス企業は、各企業が取扱う個人情報サービス、ホームページなどのご案内のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、お客さまへのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。

3. 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客さまの氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関・土産品店等及び手配代行者に對し提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客さまに同意いただいたものとします。

4. 当社は電話などの品質向上とお問合せ内容確認のため、通話を録音しております。

第21項 その他
1. お客さまが個人・個人・買物等を派員乗等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客さまの怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。

2. お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねます。

3. 集合時間厳守していただき、集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いません。

4. 土曜・日曜、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間通りに進行できない場合があります。

5. 天災地4の場合は、事故や悪天候による道路事情その他止むを得ない事由により、万が一乗換が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

6. 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

7. パンフレット等に運行する貸切バスが会社名が明記されていない場合は、旅行開始日の前日までに都道府県バス(貸切バス)会社名または電子メールで通知いたします。ご希望されないお客さまは係員にお知らせください。

第22項 旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件(以下「旅行条件」といいます)は、2018年1月6日を基準としています。また、旅行代金算出の基準日は、各旅行条件に記載しています。

この条件中に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご確認ください。

バス乗降に禁煙としていただいておりますのでご協力をお願いいたします。

確定情報を記載する最終旅行日程表につきましては、当社より特に連絡のない場合は、ホームページに掲載内容をもつて補正させていただきます。

旅行会社・実施:株式会社ホワイト・ペーパーファミリー
〒104-0016 東京都中央区銀座1-22-9 SKビル4階
旅行業登録番号 観光庁長官登録旅行業第1383号(一社)日本旅行業協会正会員

*この条件中に定めのない事項は旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社募集型企画旅行約款をご希望の方は、当社にご請求ください。